

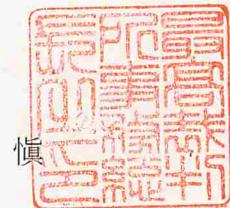
最高裁秘書第3200号

令和2年12月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和2年11月21日付け（同月24日受付、第020685号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成24年12月18日付け最高裁判所事務総局民事局第一課長、家庭局第一課長、総務局第三課長、経理局主計課長、経理局用度課長、経理局監査課長事務連絡「テレビ会議システムのIPネットワーク化後の事務の取扱いについて」（片面で11枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報（メールアドレス）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろー01)

平成24年12月18日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局民事局第一課長 岡崎克彦

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 浅香竜太

最高裁判所事務総局総務局第三課長 植村直樹

最高裁判所事務総局経理局主計課長 篠田賢治

最高裁判所事務総局経理局用度課長 長崎泰生

最高裁判所事務総局経理局監査課長 高橋弘人

テレビ会議システムのIPネットワーク化後の事務の取扱い
について（事務連絡）

テレビ会議システムの利用に当たって、平成25年1月1日以降ISDN回線に代えてIPネットワークを利用することについては、平成23年12月27日付け民事局第二課長、家庭局第一課長事務連絡「電話会議装置及びテレビ会議装置の整備について」によりお伝えしているとおりです。

については、IPネットワーク化後の通信料及び証人等の旅費等に関する事務を別紙のとおり取り扱ってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙)

テレビ会議システムのIPネットワーク化後の事務の取扱いについて

第1 事務の取扱いの変更点について

- 1 多地点接続（後記第2の1参照）及び外部機関との接続（同第2の2参照）を行う場合には、事前に最高裁判所に対し、予約が必要となる。
- 2(1) 裁判所間で通信する場合は従量料金（以下「通信料」という。）が発生しない。
(2) 外部機関と通信する場合は、最高裁判所に設置されるISDN-IP変換装置及びISDN回線を利用することになるため、従前どおり通信料が発生するが、課金先が最高裁判所となるため支払手續が変更となる。

第2 最高裁判所への予約が必要な場合について

- 1 多地点接続（同時に3地点以上の裁判所間の接続を行うものをいう。遺産分割等の当事者が多数にわたる事件での利用が想定される。）について同時に接続できるのは最大6地点までであるため、多地点接続をするに当たっては、事前に最高裁判所に空き状況の確認及び予約を行う。
多地点会議装置の空き状況の確認及び予約は、テレビ会議の方法により手続を行う事件が係属している裁判所（以下「事件係属裁判所」という。）が、別紙様式第1「テレビ会議の多地点会議装置申込票」をテレビ会議システム専用のマーリングリスト（メールアドレス：[REDACTED]）宛てにメール送信する方法によることとする。

なお、2地点の裁判所間の接続については、最高裁判所への空き状況の確認は必要ない。

2 外部機関との接続について

平成25年1月以降、裁判所と外部機関との間でテレビ会議の方法により手続を行う場合には、最高裁判所に設置されたISDN-IP変換装置を利用し

て通信を行う必要があるが、通信帯域に限りがあるため、事前に最高裁判所に I S D N - I P 変換装置の空き状況の確認及び予約を行う必要がある。

確認等の方法は 1 の場合と同様であるが、別紙様式第 2 「テレビ会議の外部接続申込票」を利用する。

第 3 通信料について

1 通信料の発生及び当事者負担の有無

(1) 裁判所間の通信（I P ネットワーク内の通信）にかかる費用は、最高裁判所において支払う基本料金に含まれるため、個別の通信料は発生しない。

(2) 外部機関と通信する場合（I S D N - I P 変換装置を利用した通信。第 1 の 2 の(2)参照）については、通信料が発生する。ただし、このうち、当事者が負担するのは、証拠調べを行う場合（民事訴訟法第 215 条の 3 の規定（非訟事件手続法第 53 条第 1 項及び家事事件手続法第 64 条第 1 項において準用する場合を含む。）に基づきテレビ会議の方法により鑑定人に意見を述べさせる場合が考えられる。）における通信料であり、これ以外の場合における通信料は、原則として国庫で負担することになる。

2 通信料の支払手続について

通信料の支払手続が必要となるのは、通信料が発生し、その通信料が当事者負担となる場合（1 の(2)参照）のみであるが、その手続は以下のとおりである。

(1) 概算額の予納等

ア 概算額の予納

事件係属裁判所の事件を担当する裁判所書記官（以下「事件担当書記官」という。）において、通信料の概算額を算出し、当事者から予納を受ける。

なお、通信料は 3 分 50 円で計算する（通信料は通信先のテレビ会議装置の設定によってはこれより少額となる場合がある。また、課金は 3 分単位でされるため、例えば 50 分通信する予定の場合は、 $50 \text{ 円} \times 1.7 = 85 \text{ 円}$ ）。

50円となる。）。ただし、通信料については、予納額に不足を来すと、その後の事務処理が繁雑になるので、尋問時間が予定を超過する場合も考慮に入れて、予納額に不足を来すような事態にならないよう留意する。

また、残額を還付する場合に備えて、概算額を予納する当事者に対して事前の還付請求（平成7年3月30日付け最高裁経監第42号経理局長依命通達「保管金の還付手続に関する事務の取扱いについて」参照）を勧める。

おって、概算額に不足が見込まれることになった場合は、速やかに追加予納を受ける。

イ 支払額が保管金の残額を超える場合の処理

当事者からの追加予納がない場合等、支払額が保管金の残額を超える場合は、民事訴訟については昭和25年12月1日付け経理、民事第1号経理局長、民事局長通達「民事訴訟の迅速処理に伴う経費の支出について」により、非訟事件については非訟事件手続法第27条により、家事事件については家事事件手続法第30条により、それぞれ不足分を国庫で立て替えることができる。国庫立替を行う場合は、事件担当書記官は国庫立替請求書を作成し、事件係属裁判所の官署支出官に提出する。

(2) 利用時間の報告

ISDN-IP変換装置を利用した通信を行った場合、事件担当書記官は、利用時間を第2の1記載のメーリングリスト宛てにメールにより報告する。

(3) 通信料の請求及び通知

IPネットワーク通信事業者からの請求は最高裁判所に対して行われる（毎月10日を予定している。）ので、最高裁判所において基本料金と通信料とを一括して支払う。

その後、最高裁判所から、事件係属裁判所の歳入歳外出現金出納官吏（以下「出納官吏」という。）に対し、原本証明をした請求書写し及び内訳書を

送付する方法により、通信料の額が通知される。

出納官吏は、送付を受けた請求書写しを速やかに事件担当書記官に送付し、当事者負担となる通信料の額を通知する。

なお、最高裁判所からの通知は、事件係属裁判所の会計課（出納課）宛てメール送信の方法による。

(4) 払出通知等

事件担当書記官は、(3)の通知を受けた後、速やかに出納官吏に対して払出通知を行う。払渡事由欄は「歳入組入」とし、払渡先は事件係属裁判所の歳入徵収官（例「〇〇地方裁判所歳入徵収官」、以下「歳入徵収官」という。）とする。また、払出通知後、速やかに歳入組入通知書を作成し、事件係属裁判所の会計課（出納課）に提出する。事由欄には「平成●●年●●月●●日、接続先●●●●とのテレビ会議実施」と記載し、摘要欄には「テレビ会議による通信料」と記載する。

なお、通信料は、通信時間により金額が定まるものであるから、裁判官による支給決定は必要ない。

(5) 歳入組入

歳入徵収官は、(4)の歳入組入通知に基づき、調査決定を行い、決議書の写しを出納官吏に送付する。出納官吏は送付を受けた決議書の写しに基づき歳入組入をする。

(6) 残額の還付

上記(1)の予納金の残額については、事件担当書記官から出納官吏に対して「提出者還付」として払出通知をし、出納官吏はこれに基づいて提出者に対して還付手続をとる。

第4 旅費・日当等の支給手続について

民事訴訟法第204条及び第215条の3の規定（非訟事件手続法第53条第1項及び家事事件手続法第64条第1項において準用する場合を含む。）に基づ

き、テレビ会議の方法により証人に対して尋問をし、又は鑑定人に対して意見を述べさせる場合（以下「尋問等」という。）における証人又は鑑定人（以下「証人等」という。）に対する旅費等の支払手続については次のとおりであり、IPネットワーク化による取扱いの変更はない。

1 概算額の予納

事件担当書記官において、証人等に支給する交通費、宿泊料及び日当（以下「旅費等」という。）の概算額を算出し、当事者から予納を受ける。また、概算額に不足が見込まれることになった場合は、速やかに追加予納を受ける。

この際、証人等が出頭する裁判所（以下「出頭裁判所」という。）までの経路、利用する交通機関、各交通機関の費用等について、経路検索ソフトに経路が表示されない等、確認が困難な場合には、出頭裁判所に対して尋問に必要な措置を嘱託する際に、旅費の計算について協力を求めるなどし、概算額の算出に遺漏のないようにする。

なお、残額を還付する場合に備えて、概算額を予納する当事者に対して事前の還付請求を勧める。

2 旅費等の請求

(1) 証人等が旅費等を請求する場合には、尋問等終了後、事件担当書記官は、旅費等を算出し、出頭裁判所においてテレビ会議の方法による証人等の尋問等に立ち会う職員（以下「立会職員」という。）に連絡する。出頭裁判所の立会職員は、当該連絡に基づいて、証人等から請求書（平成7年3月30日付け最高裁総三第28号総務局長、經理局長通達「過納手数料等の還付金の支払及び旅費、鑑定費用等の概算払等の取扱いについて」の別紙様式第6の請求書。以下「旅費等請求書」という。）の提出を受ける。

なお、原則として振込払とするので、振込先の金融機関名、口座番号等を記入させる。ただし、証人等が銀行口座を有していない場合など振込みができない場合には、国庫金送金手続をとることになるので、証人等に対して、

旅費等は住所の最寄りの金融機関に送金される旨を伝えるとともに、旅費等請求書の備考欄に、銀行口座を有していない旨及び最寄りの金融機関名を記入させる。

(2) 出頭裁判所においてテレビ会議の方法による証人等の尋問等に係る共助事件を担当する職員は、旅費等請求書の記載事項を確認し（交通費及び宿泊料については、必要に応じて会計課にも確認する。），これを事件担当書記官宛てに郵便又はファクシミリにより送付する（尋問等終了後直ちに法廷からファクシミリで送付する場合には立会職員が行う。）。

なお、送付に要する経費は、国庫負担となる。

おって、ファクシミリにより送付した場合は、送付用原本にその旨を記載しておく。

3 証人等に対する旅費等の支払

(1) 事件を担当する裁判長（官）による支給決定後速やかに、事件担当書記官は出納官吏に対して、払出通知を行うとともに旅費等請求書を交付する。

なお、旅費等請求書がファクシミリにより送付された場合には、事件担当書記官において送付された旅費等請求書の備考欄にその旨を記載した上、支払のための原本として使用して差し支えない。

おって、当事者からの追加予納がない場合等、支払額が保管金の残額を超える場合は、第3の2の(1)に準じて国庫立替を行う。

(2) 旅費等請求書の交付を受けた出納官吏は、払渡決議の上、支払の手続をとる。この際、旅費等請求書に振込先金融機関名等の記載がある場合は振込みにより、旅費等請求書の備考欄に銀行口座を有していない旨及び最寄りの金融機関名の記載がある場合は国庫金送金手続による。

4 残額の還付

第3の2の(6)に準じて取り扱う。

テレビ会議の多地点会議装置申込票

平成 年 月 日

事件番号・事件名	
利用日	
時間帯	
出頭裁判所	
試験の有無と日時	

※事前に接続試験を行うことも可能である。接続試験を実施する際には、接続予定日時を必ず記載すること。

テレビ会議の多地点会議装置申込票

平成25年●月●日

●●家庭裁判所家事第●部●係
裁判所書記官 ● ● ● ●

事件番号・事件名	平成24年家第●●●●号 遺産分割申立事件
利用日	平成25年●月●日
時間帯	午後1時から午後5時まで
出頭裁判所	▲▲家庭裁判所 ■■家庭裁判所 _____ _____
試験の有無と日時	有(平成25年●月●日午前11時から午後0時まで)

※事前に接続試験を行うことも可能である。接続試験を実施する際には、接続予定日時を必ず記載すること。

テレビ会議の外部接続申込票

平成 年 月 日

事件番号・事件名	
利用日(利用内容)	
時間帯	
接続先及び電話番号	
試験の有無と日時	

※「接続先及び電話番号」欄の電話番号は、テレビ会議を実施する際に架電する番号を記載する。

※事前に接続試験を行うことも可能である。接続試験を実施する際には、接続予定日時を必ず記載すること。

テレビ会議の外部接続申込票

平成25年●月●日

●●地方裁判所民事第●部●係
裁判所書記官 ● ● ● ●

事件番号・事件名	平成24年(ワ)第●●●●号 損害賠償請求事件
利用日(利用内容)	平成25年●月●日(鑑定人の意見陳述)
時間帯	午後1時から午後4時まで
接続先及び電話番号	●●医大付属病院(電話番号 ●●-●●●●-●●●●)
試験の有無と日時	有(平成25年●月●日午前11時から午後0時まで)

※「接続先及び電話番号」欄の電話番号は、テレビ会議を実施する際に架電する番号を記載する。

※事前に接続試験を行うことも可能である。接続試験を実施する際には、接続予定日時を必ず記載すること。